

日発健公告 28-08  
2016年7月12日

日本発条健康保険組合  
理事長 嘉戸 廣之

### 組合規約変更の件

組合規約の一部を下記の通り変更する。

新	旧
<p>(予備費の用途) 第 60 条 2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、介護納付金とする。</p>	<p>(予備費の用途) 第 60 条 &lt;新設&gt;</p>
<p>附 則 (施行期日) この規約は、平成 28 年 7 月 12 日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日) 第 1 条 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 第 2 条 施行日前の労務に服することができない期間に係る傷病手当金付加金及び延長傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。 また、施行日前に法定給付満了した者に係る施行日以後の延長傷病手当金付加金の支給については、第 45 条第 1 項中「当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額</p> <p>の平均額の三十分の一に相当する額」とあるのは、「当該傷病手当金の法定給付満了の日における標準報酬額</p> <p>の三十分の一に相当する額(その額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。)」と読み替えて、同行の規定を適用する。</p>